# 調査概要

日本看護協会は、「看護職の夜勤・交代制勤務ガイドライン」の普及状況、および看護職が働き続けられる労働環境・労働条件を検討する資料を得る目的で、全国の病院を対象に「『看護職の夜勤・交代制勤務ガイドライン』の普及等に関する実態調査」を実施しました。調査の概要および回答施設の属性などは以下の通り。

# 1. 調査の概要

- 1) 調査期間 2014年1月31日~2月21日
- 2) 調査方法 自記式調査、郵送配布・回収
- 3) 調査対象 全国の8,633病院、回収数3,564件(回収率41.3%)

## 2. 回答病院の属性

- 1) 都道府県:「北海道」7.3%、「東京都」5.7%、「大阪府」4.9%、「福岡県」4.4%、「神奈川県」4.3%、「兵庫県」3.6%、「広島県」3.5%、「愛知県」3.2%など
- 2) 設置主体:「医療法人・個人」56.5%、「都道府県・市町村・地方独立行政法人・公立大学法人」16.0%、「公的医療機関」6.2%、「国」4.7%、「公益社団法人・公益財団法人」3.1%、「社会保険関係団体」2.0%、「学校法人」2.0%など
- 3) 病床規模(許可病床):「99 床以下」29.0%、「100~199 床」32.8%、「200~299 床」14.1%、「300~399 床」10.5%、「400~499 床」5.7%、「500 床以上」7.6%、平均 215.4 床
- 4) 病床種別(最も多い病床):「一般病床」61.0%、「療養病床」21.5%、「精神病床」 12.2%、「その他」2.9%
- 5) 夜勤形態: 「三交代制」28.4%、「二交代制」62.5%、「三交代制と二交代制のミックス」6.0%など

#### 3. 回答病院の看護職員の状況

- 1) 常勤職員:「50 人未満」32.7%、「50~100 人未満」27.1%、「100~150 人未満」11.9%、「150~200 人未満」7.0%、「200~300 人未満」7.6%、「300~400 人未満」4.2%、「400~500 人未満」2.6%、「500 人以上」5.1%
- 2) 正規職員:「50 人未満」30.2%、「50~100 人未満」23.0%、「100~150 人未満」10.0%、「150~200 人未満」6.2%、「200~300 人未満」6.3%、「300~400 人未満」3.6%、「400~500 人未満」2.2%、「500 人以上」4.3%
- 3) 常勤以外の看護職員:「0 人」23.8%、「1~10 人未満」34.6%、「10~20 人未満」17.7%、「20~30 人未満」9.2%、「30~40 人未満」4.6%、「40~50 人未満」3.1%、「50 人以上」4.2%
- 4) 正規職員のうち短時間勤務者:短時間勤務の雇用制度と人数:「導入している」47.9% 「0人」26.1%、「1人」18.0%、「2人」13.2%、「3~5人未満」13.3%、「5 ~10人未満」13.7%、「10~20人未満」8.1%、「20人以上」7.0%
- 5) 正規職員のうち産休・育休中の者:「0人」21.2%、「1人」17.3%、「2人」11.7%、「3~5人未満」13.8%、「5人以上」33.0%

# 結果概要

# 1. 看護職の夜勤・交代制勤務に関するガイドラインの認知状況

2013年3月に公表した「看護職の夜勤・交代制勤務に関するガイドライン」(以下、ガイドライン)について、調査を実施した2014年1~2月時点の病院単位の認知状況をみると、「知っている」と回答した病院が95.8%を占めており、「知らない」と回答した割合は2.7%にとどまる。なお、99 床以下の小規模病院では「知らない」と回答した割合が5.3%となっている。【30 頁、表IV-1】

本報告書では、日本看護協会が健康・安全・生活への影響を少なくする観点から提案した、夜勤・交代制勤務に関するガイドラインの勤務編成の基準について、その実施・検討 状況を質問している。

なお、調査票では、基準3は「夜勤回数は、3交代制勤務は月8回以内を基本とする」、 基準6は「休憩時間は夜勤の途中で1時間以上を確保する」にそれぞれ限定し、基準8は 「夜勤後の休息について、2回連続夜勤後にはおおむね48時間以上を確保する」と「夜勤 後の休息について、1回の夜勤後にはおおむね24時間以上を確保する」に分けて質問して いる。また、基準3および基準10は、三交代制・変則三交代制の病院に限定している。

## 看護職の夜勤・交代制勤務ガイドラインの勤務編成の基準

項目	基準
基準 1 勤務間隔	勤務と勤務の間隔は 11 時間以上あける。
基準 2 勤務の拘束時間	勤務の拘束時間は13時間以内とする。
基準3 夜勤回数	夜勤回数は、3 交代制勤務は月8回以内を基本とし、それ以外の交代制 勤務は労働時間などに応じた回数とする。
基準 4 夜勤の連続回数	夜勤の連続回数は、2連続(2回)までとする。
基準 5 連続勤務日数	連続勤務日数は5日以内とする。
基準 6 休憩時間	休憩時間は夜勤の途中で1時間以上、日勤時は労働時間の長さと労働負 荷に応じた時間数を確保する。
基準 7 夜勤時の仮眠	夜勤の途中で連続した仮眠時間を設定する。
基準 8 夜勤後の休息 (休日を含む)	夜勤後の休息について、2回連続夜勤後にはおおむね48時間以上を確保する。1回の夜勤後についてもおおむね24時間以上を確保することが望ましい。
基準 9 週末の連続休日	少なくとも1か月に1回は土曜·日曜ともに前後に夜勤のない休日をつ くる。
基準 10 交代の方向	交代の方向は正循環の交代周期とする。
基準 11 早出の始業時刻	夜勤・交代制勤務者の早出の始業時刻は7時より前を避ける。

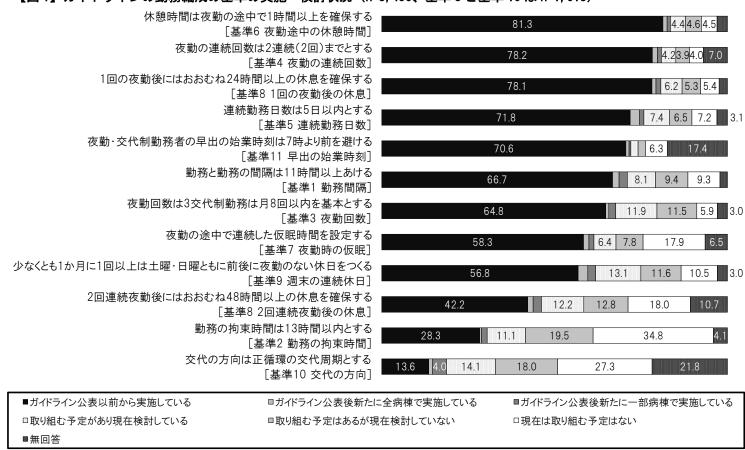
#### 2. ガイドラインの勤務編成の基準の実施・検討状況

ಲ

#### 1) 夜勤・交代制勤務の勤務形態に回答のある全病院の実施・検討状況

ガイドラインの勤務編成の基準の実施・検討状況について、病棟の夜勤・交代制勤務の勤務形態として、最も多くの看護職員に適用されている 勤務形態に回答のある病院でみると、「ガイドライン公表以前から実施している」と回答した病院が多い基準は、「夜勤途中の休憩時間(基準 6)」 81.3%、「夜勤の連続回数(基準 4)」78.2%、「1 回の夜勤後の休息(基準 8)」78.1%、「連続勤務日数(基準 5)」71.8%、「早出の始業時刻(基準 11)」70.6%で5項目が70%を超える。一方、公表以前より実施していた病院が少ない基準は、「交代の方向(基準 10)」13.6%、「勤務の拘束時間 (基準 2)」28.3%、「2 回連続夜勤後の休息(基準 8)」42.2%である。【図 1】【31~42 頁、表IV-2-1)~12)】

#### 【図 1】ガイドラインの勤務編成の基準の実施・検討状況(n=3, 456、基準 3 と基準 10 は n=1, 013)

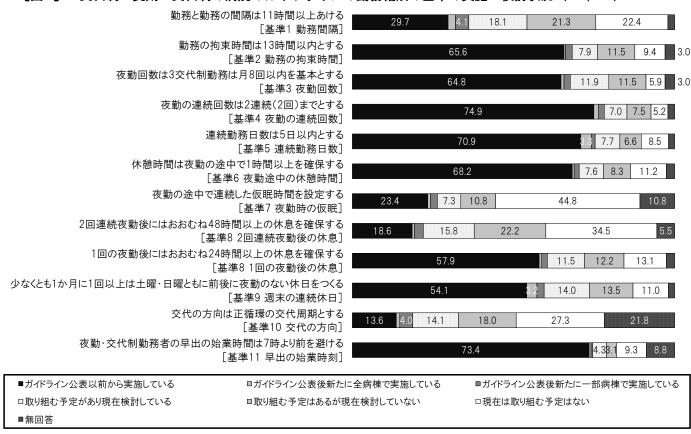


# 公益社団法人 日本看護協会

#### 2) 三交代制・変則三交代制の病院のガイドラインの勤務編成の基準の実施・検討状況

夜勤・交代制勤務の勤務形態で、三交代制、変則三交代制を適用している 1,013 病院について、勤務編成の基準の実施・検討状況をみると、「ガイドライン公表以前から実施している」と回答した病院の割合が 70%を超える基準は、「夜勤の連続回数(基準 4)」74.9%、「早出の始業時刻(基準 11)」73.4%、「連続勤務日数(基準 5)」70.9%である。一方、実施していた割合が半数以下にとどまる基準は、「交代の方向(基準 10)」13.6%、「2 回連続夜勤後の休息(基準 8)」18.6%、「夜勤時の仮眠(基準 7)」23.4%、「勤務間隔(基準 1)」29.7%である。また、「取り組む予定があり現在検討している」と回答した病院の割合をみると、「勤務間隔(基準 1)」18.1%、「2 回連続夜勤後の休息(基準 8)」15.8%、「交代の方向(基準 10)」14.1%、「週末の連続休日(基準 9)」14.0%が高い。【図 2】【31~42 頁、表IV-2-1)~12)】

#### 【図2】三交代制・変則三交代制の病院のガイドラインの勤務編成の基準の実施・検討状況 (n=1,013)



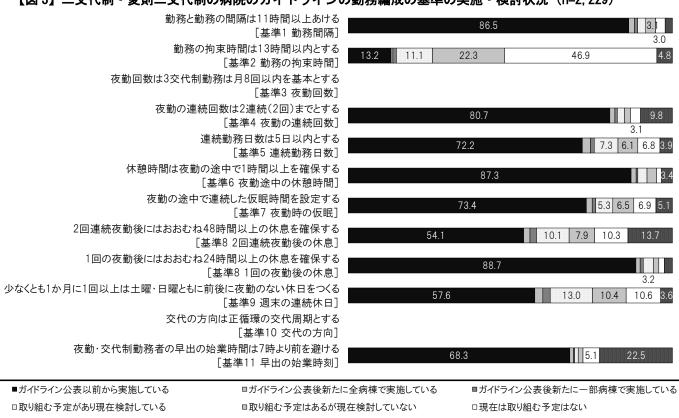
#### 3) 二交代制・変則二交代制の病院の実施・検討状況

■無回答

OT

夜勤・交代制勤務の勤務形態で、二交代制、変則二交代制を適用している 2,229 病院について、勤務編成の基準の実施・検討状況をみると、「ガイドライン公表以前から実施している」と回答した病院の割合が 70%を超える基準は、「1 回の夜勤後の休息(基準 8)」88.7%、「夜勤途中の休憩時間(基準 6)」87.3%、「勤務間隔(基準 1)」86.5%、「夜勤の連続回数(基準 4)」80.7%、「夜勤の途中で連続した仮眠時間を設定する(基準 7)」73.4%、「連続勤務日数は 5 日以内とする(基準 5)」72.2%である。一方、実施していた割合が半数以下にとどまる基準は、「勤務の拘束時間(基準 2)」13.2%である。また、「取り組む予定があり現在検討している」と回答した病院の割合をみると、「週末の連続休日(基準 9)」13.0%、「勤務の拘束時間(基準 2)」11.1%、「2 回連続夜勤後の休息(基準 8)」10.1%が高い。【図 3】【31~42 頁、表IV-2-1)~12)】なお、基準 3 と基準 10 については、二交代制勤務の病院は対象としていない。

#### 【図3】二交代制・変則二交代制の病院のガイドラインの勤務編成の基準の実施・検討状況 (n=2,229)



## 3) 夜勤中の仮眠時間の取り扱いと仮眠の環境

夜勤中の仮眠時間の取り扱いについて、労働時間あるいは休憩時間のいずれとしている かを質問した。

夜勤・交代制勤務の勤務形態に回答のある 3,456 病院のうち、「労働時間としている」 29.9%に対して、「休憩時間としている」病院は 56.3%で半数を超える。【図 4】【23 頁、表Ⅲ-4】

夜勤中の仮眠の確保は夜勤者の疲労回復に有効であるだけでなく、安全な看護医療の確保にとっても重要である。仮眠時間の確保のためには、所定労働時間に含まれない「休憩時間」としてではなく、所定労働時間に含まれる「労働時間」として、夜勤中にまとまった仮眠時間を設定しても、勤務拘束時間の延長につながらないようにすることが望ましい。

#### 【図4】夜勤中の仮眠時間の取り扱い(n=3.456)

■労働時間としている ■休憩時間としている ■その他 ■無回答

国	7.4%	72.8%	8.6% 11.1%
_	23.7%	50.8%	9.3% 16.2%
都道府県、市町村、地方独立行政法人、公立大学法人	30.5%	49.8%	8.5% 11.3%
公的医療機関	24.3%	60.0%	5.7% 10.0%
社会保険関係団体	34.4%	56.0%	3.4%6.2%
医療法人・個人	27.8%	66.7%	4.2%
学校法人	30.5%	56.2%	10.5%
公益社団法人、公益財団法人	34.9%	54.7%	4.1%6.3%
99床以下	31.2%	54.7%	5.4% 8.7%
100~199床	28.0%	57.1%	5.4% 9.5%
200~299床	23.7%	58.9%	5.6% 11.7%
300~399床	22.3%	57.9%	6.1% 13.7%
400~499床	22.6%	63.6%	3.4%10.3%
500床以上	31.1%	53.7%	5.3% 9.9%
一般病床	32.2%	59.0%	3.0%5.9%
療養病床	23.3%	61.1%	6.4% 9.2%
精神病床	17.7%	48.2% 12.0	% 22.1%
三交代制	35.4%	59.6%	3.1%
二交代制	29.9%	56.3%	4.9% 8.9%
全体			

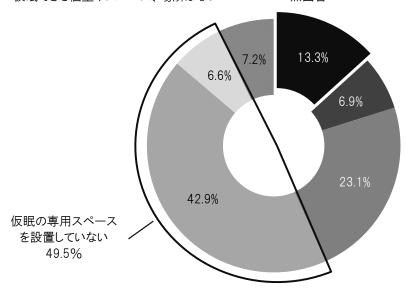
続いて、夜勤中の仮眠の環境をみると、「仮眠専用の個室が必要数ある」13.3%に対して、「仮眠専用スペースはないが横になれる場所がある」42.9%、「仮眠できる個室やスペース、場所はない」6.6%を合わせた割合は約半数(49.5%)である。

いずれの設置主体、病床規模別でも、「仮眠専用スペースはないが横になれる場所がある」が最も多く、効果的な仮眠の確保のための改善が課題である。

また、三交代制勤務、二交代制勤務の病院についてみると、「仮眠専用スペースはないが横になれる場所がある」と「仮眠できる個室やスペース、場所はない」を合わせた割合が50%前後である一方、「仮眠専用スペースがある」については、二交代制勤務の病院の28.1%に対して、三交代制勤務の病院では11.5%と低い。【図 5】【図 6】【24 頁、表Ⅲ-5】

## 【図 5】夜勤中の仮眠の環境 (n=3,456)

- ■仮眠専用の個室が必要数ある
- ■仮眠専用スペースがある
- ■仮眠できる個室やスペース、場所はない
- ■仮眠専用の個室はあるが必要数はない
- ■仮眠専用スペースはないが横になれる場所がある
- ■無回答



## 【図 6】夜勤中の仮眠の環境(設置主体・病院規模・勤務形態別) (n=3,456)

■仮眠専用の個室が必要数ある■仮眠専用の個室はあるが必要数はない■仮眠専用スペースがある■仮眠専用スペースはないが横になれる場所がある■仮眠できる個室やスペース、場所はない■無回答

国 都道府県、市町村、地方独立行政法人、公立大学法人 公的医療機関 社会保険関係団体 医療法人・個人 学校法人 公益社団法人、公益財団法人

99床以下 100~199床 200~299床 300~399床 400~499床 500床以上

00~399床 00~499床 500床以上 三交代制 二交代制

15.4% 8.0% 14.8%		40.7%	9.3% 11.7%
15.3% 7.7% 16.9%		37.2%	9.3% 13.7%
18.3% 8.9%	25.8%	31.0%	6.1% 9.9%
22.9% 4.3%	25.7%	37.1%	8.6%
10.9% 6.2% 24.4%		47.8%	6.3% <u>4.4</u> %
11.1% 11.1%	33.3%	38.9	%
19.0% 6.7%	26.7%	33.3%	5.7% <u>8.6%</u>
13.6% 5.2% 24.8%		44.6%	7.3% <u>4.4</u> %
10.8% 7.2% 22.8%		45.1%	6.9% 7.1%
12.6% 7.2% 25.3%	6	39.8%	6.0% 9.1%
16.8% 8.1% 18.2	2%	40.5%	6.7% 9.8%
14.7% 4.6% 20.8%		42.1%	6.6% 11.2%
17.2% 11.1%	22.2%	37.2%	3.8% 8.4%
9.5% 4.6% 11.5%	36.8%	16.0%	21.5%
14.6% 7.4% 28	.1%	46.1%	
13.3% 6.9% 23.1%		42.9%	6.6% 7.2%

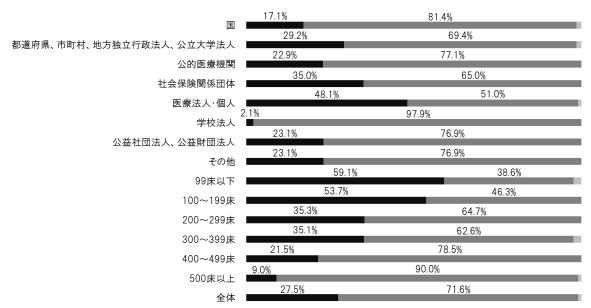
## 4) 産科あるいは産科混合病棟に関する状況

調査に回答した 3,564 病院のうち、「産科あるいは産科混合病棟がある」と回答した病院は 633 病院、17.8%である。【27 頁、表Ⅲ-7-1)】

それらの病院を対象として、産科あるいは産科混合病棟における看護職員のオン・コール体制の有無をみると、「オン・コール体制を実施している」割合は27.5%である。なお、「医療法人・個人病院」では48.1%と高く、小規模病院ほど実施率は高くなっている。【図7】【27頁、表Ⅲ-7-2)】

#### 【図 7】オン・コール体制の実施の有無 (n=633)





#### 5) 病院としての腰痛予防への取り組みの状況

病院として腰痛予防に「取り組んでいる」38.1%、「取り組んでいない」60.9%で、取り組んでいる病院は40%未満となっており、腰痛の予防、対策に取り組む病院の増加が課題である。なお、最も多い病床が療養病床である病院では53.5%が取り組んでいる。【図8】 【72頁、表IX-11-1)】

また、病院として腰痛予防に取り組んでいると回答した 1,359 病院について、取り組んでいる対策を複数回答でみると、「腰痛予防に関する教育・研修」62.8%が最も多く、次いで、「福祉機器や補助具の使用」52.8%、「休憩・小休止・休息」「腰痛予防体操」「腰痛健康診断」「作業前の体操」「作業標準(動作、姿勢、手順、時間等に関して策定されている標準的な作業内容)の策定」「その他」の順となっている。【73~74 頁、表IX-11-2)】

看護職が腰痛を抱えたまま業務を行うことにより、看護ケアを受ける患者の安全が妨げられ、提供できる看護の質の低下は働く意欲の低下にもつながる。

健康に働き続けられる職場づくりの観点から、組織として腰痛予防の対策に取り組むことが求められる。

# 【図8】腰痛予防への取り組みの状況 (n=3,564)

■病院として腰痛予防に取り組んでいる ■取り組んでいない ■無回答

46.2% 66.8% 都道府県、市町村、地方独立行政法人、公立大学法人 28.6% 70.9% 公的医療機関 29.6% 69.0% 社会保険関係団体 ■ 39.1% 59.9% 医療法人·個人 ■ 84.7% 学校法人 ■ 40.4% 57.8% 公益社団法人、公益財団法人 33.8% 65.4% 99床以下 42.0% 56.9% 100~199床 ■ 56.4% 200~299床 37.4% 61.8% 300~399床 ■ 34.3% 64.2% 400~499床 ■ 33.3% 65.9% 500床以上 32.3% 66.9% 一般病床 ■ 療養病床 ■ 35.6% 63.2% 精神病床 | 37.4% 61.5% 三交代制 ■ 37.9% 61.2% 二交代制 | 38.1% 60.9% 全体 ■